

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和6年12月9日（令和6年（行個）諮問第204号）

答申日：令和7年3月21日（令和6年度（行個）答申第208号）

事件名：本人に係る特定の苦情申立書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月14日付け法務省刑総第553号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

法78条、79条及び83条等違反

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の対象となる決定について

本件諮問は、法77条1項（原文ママ）の規定に基づき、令和6年3月27日付けでなされた保有個人情報開示請求に対し、処分庁が行った法82条1項の規定に基づく一部開示決定（原処分）を対象とするものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

本件対象文書に記録された保有個人情報は、審査請求人が処分庁に送付した（1）特定年月日D付け苦情申立書、（2）特定年月日E付け苦情申立書に記載された保有個人情報であり、いずれも一部開示としている。

処分庁が不開示とした部分には、当時の刑事局担当者の印影が記録されており、当該印影はいずれも係長相当職未満の職員のものであるところ、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとともに、当

該印影の職員の氏名は、国立印刷局編職員録（以下「職員録」という。）に掲載されていないことから、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも該当せず、法78条1項2号の不開示情報に該当する。

さらに、当該職員は、将来、人事異動等により、捜査・公判又は刑の執行を行う部署に異動することが想定される職員であり、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たり、情報の収集が困難になるなど、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、同条1項5号の不開示情報にも該当する。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として法83条違反を主張するところ、本件開示決定に至る経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和6年3月27日付け（同月29日受付）で処分庁に対して本件開示請求を行っているところ、処分庁は、同条2項の規定に基づき、令和6年4月18日付け法務省秘個第24号により開示決定期限の延長を行い、その旨審査請求人に通知している。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、令和6年4月18日付けで補正依頼を送付し、審査請求人は、同年5月6日付け補正書と題する書面によって本件開示請求により開示を求める行政文書の特定を行っている。この補正に要した日数は、同年4月19日から同年5月10日までの22日間であると認められる。

開示決定等の期限については、法83条1項において補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内にしなければならない旨規定されていることから、上記22日間は開示決定期間には算入されず、さらに、本件開示請求については、同条2項の規定に基づきその期限が延長されている。このため、開示決定期限は同年6月19日となることから、同月14日付けで処分庁が行った当該処分は延長された開示決定期限内に行われたもので、適法であると認められる。

4 結論

以上のとおり、処分庁が、担当者等の印影について、法78条1項2号及び同条1項5号（原文ママ）に該当するとして不開示とした当該処分は妥当である上、当該処分は開示決定期限内に行われた適法な処分であり、審査請求人の審査請求には理由がなく、原処分を維持するのが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月20日 審議

④ 令和7年3月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法78条1項2号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分には、別紙に掲げる各文書の供覧欄の法務省職員の印影が記録されていると認められる。

(2) そこで検討するに、当該部分に印影が記録されている職員は、将来、人事異動等により、捜査・公判又は刑の執行を行う部署に異動することが想定される職員であり、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たり、情報の収集が困難になるなど、公にすることにより、犯罪の捜査等に支障を来すおそれがある旨の上記第3の3の諮問庁の説明はこれを否定することまではできない。

また、当審査会事務局職員をして特定年版の職員録を確認させたところ、当該部分に印影が記録されている職員の氏名は登載されていないものと認められる。

そうすると、当該不開示部分は、開示することにより、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法78条1項5号に該当し、同項2号につき判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 （本件対象保有個人情報記録された文書）

- 1 特定年月日D付け苦情申立書
- 2 特定年月日E付け苦情申立書